

報告第 37 号

小城市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の制定について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 2 月 23 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

児童福祉法の一部改正に伴い、小城市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱を制定する必要があるため。

小城市告示第2号

小城市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱を次のように定める。

平成29年1月27日

小城市長 江里口 秀次

小城市告示第2号

小城市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業に関し、法第34条の8第2項、第3項及び第4項に規定される放課後児童健全育成事業の届出等に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、法及び小城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小城市条例第19号。以下「条例」という。）の例による。

(事業開始の届出)

第3条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第34条の8第2項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「法規則」という。）第36条の32の2の各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、次の書類（図面を含む。以下同じ。）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）
- (2) 職員名簿（様式第4号）
- (3) 放課後児童支援員の資格証明書等の写し
- (4) 事業者の役員名簿
- (5) 定款その他基本約款
- (6) 運営規程
- (7) 施設に関する平面図等
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。

(事業変更の届出)

第4条 事業者は、前条第1項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、法第34条の8第3項に基づき、変更後1か月以内にその旨を放課後児童健全育成事業変更届(様式第2号)その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

(事業廃止及び休止の届出)

第5条 事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は、休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき、あらかじめ法規則第36条の32の3の各号に掲げられる事項を、放課後児童健全育成事業廃止(休止)届(様式第3号)その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

(基準の遵守及び報告)

第6条 事業者は、法第34条の8の2第3項に基づき、条例を遵守しなければならない。

2 事業者は、事業所の管理下において、重大な事故等が生じた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(調査及び立入調査等)

第7条 市長は、法第34条の8の3第1項に基づき、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、法第34条の8の3第3項に基づき、事業が条例に適合しないと認めるときは、事業者に対し、必要な行政指導を行うことができる。

3 市長は、法第34条の8の3第4項に基づき、必要と認めるときは、小城市行政手続条例(平成17年小城市条例第9号)に定める手続きに従い、事業者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日以降に
放課後児童健全育成事業を行う事業者に対して適用する。

様式第1号（第3条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

小城市長 様

事業者

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）



児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始したいので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の内容	
併設事業 (該当する場合のみ)	
職員の定数	職員数： 名（放課後児童支援員： 名、補助員： 名、 その他(事務職員等)： 名)
事業所の名称	(事業所番号：)
事業所の種類	
事業所の所在地	〒 - TEL: FAX: E-Mail:
所在地の小学校区	小学校区
面積及び構造	専用区画： m ² [定員で割り返した際の1人当たりの面積： m ²] その他(併設事業等)： m ² 建物の構造： 造 階建の 階
定員及び支援の単位数	定員： 人 / 支援の単位数：
単位ごとの内訳	
事業開始予定年月日	
必要書類	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 職員名簿（様式第4号） <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 施設に関する平面図等 <input type="checkbox"/> 収支予算書及び事業計画書

【備考】

利用者向けのパンフレット等があれば、参考に添付してください。

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

小城市長 様

事業者

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）



年 月 日に開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

事業所の名称		
事業所の所在地	〒 -	
	TEL:	FAX: E-Mail:
変更する事項 (該当する事項の番号に○)	1 事業の種類及び内容 2 事業者の住所及び氏名 3 職員の定数及び職務内容 4 主な職員の氏名及び経歴 5 施設の名称 6 施設の種類 7 施設の所在地	8 面積及び構造 9 定款その他の基本約款 10 事業者の役員名簿 11 運営規程 12 事業開始の予定年月日 13 その他
変更内容 (「変更する事項」欄において○をした番号に応じて記載)	変更前	
	変更後	
事業変更年月日		

【備考】

- (1) 「1 事業の種類及び内容」の変更の場合は、事業の概略を記載の上、事業開始初年度の収支予算書及び事業計画書を添付してください。
- (2) 「3 職員の定数及び職務内容」の変更の場合は、職務の内容を確認できる書類を添付してください。
- (3) 「4 主な職員の氏名及び経歴」の変更の場合は、氏名及び生年月日、資格の有無その他の経歴を確認できる書類を添付してください。
- (4) 「7 施設の所在地」及び「8 面積及び構造」の変更の場合は、変更後の平面図等を添付してください。
- (5) 「9 定款その他の基本約款」、「10 事業者の役員名簿」及び「11 運営規程」の変更の場合は、変更後の書類を添付してください。

様式第3号（第5条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

小城市長 様

事業者

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）



年 月 日に実施の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 - TEL: FAX: E-Mail:
事業廃止（休止）年月日	
休止予定期間（該当する場合のみ）	
廃止（休止）理由	
現に便宜を受けている利用者に対する措置	

※「現に便宜を受けている利用者に対する措置」について補足説明等が必要な場合は書面（任意様式）添付のこと

職員名簿

事業所の名称

1 主な職員

定員数の支援提供に必要な放課後児童支援員等について記載する。

年 月 日現在

職員氏名	職名	職務の内容	採用年月日	放課後児童支援員の資格要件		主な経歴
				条例第10条第3項の各号への該当	認定研修の修了	

【留意事項】

- (1) 人事異動等により変更が生じた場合は、変更届（様式第2号）の提出が必要です。
- (2) 記載欄が足りない場合は、別紙を添付してください。

2 参考（放課後児童健全育成事業に従事する職員）

「1 主な職員」へ記載した者を除く、放課後児童健全育成事業に従事する全職員を記載する。

職員氏名	職名	職務の内容	採用年月日	放課後児童支援員の資格要件	
				条例第10条第3項の各号への該当	認定研修の修了

【留意事項】 「2 参考」に記載した職員が人事異動等により交代する場合は、変更届（様式第2号）の提出は必要ありません。